

請願第5号

「県立高校の再編計画については、住民参加の観点、並びに国際条約の子どもの権利条約等の観点から当事者（生徒、保護者、卒業生、地元住民ら）の合意を前提とすることを求める」請願書

付託委員会	文教くらし委員会	紹介議員	山村 幸穂	
<p>《要旨》</p> <p>昨年、奈良県の県立高校の再編計画が策定されたが、その過程において、当事者（生徒、保護者、卒業生、地元住民ら）の意見は十分に反映されなかった。</p> <p>また、日本が1994年に批准した国連（ユニセフ）の国際条約である『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』では、大きく4つの分野（・生きる権利、・育つ権利、・守られる権利、・参加する権利）にわたって子どもの権利を守らないといけないが、今回の再編計画においては到底、この条約に則った内容とは言い難い。</p> <p>この条約の「一般原則」では、以下の点についても深く留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること） ・差別の禁止（差別のないこと） <p>しかし奈良県教育委員会は高校の耐震化を長期にわたって怠り、多くの生徒の命を危険にさらし続けている。また高校生との意見交換は時期も回数も不十分なものである。</p> <p>以上のことから、高校再編の計画策定にあたっては、『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』に則り、住民参加の観点からも当事者の合意を前提とすることを求める。</p>				
<p>審査結果</p>				
継続審査	採択	不採択	一部採択	趣旨採択
<p>令和元年10月7日</p>				